変動金利定期預金規定

１．（預金の支払時期）

変動金利定期預金は、預金証書（または通帳）記載の満期日以後に支払います。

２．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応答日に変更し、変更後の利率は、金額に応じて、その日を預入日としその６か月後の応答日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

３．（利息）

〈単利型〉

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および預金証書（または通帳）記載の中間利払利率（第２条により利率を変更したときは、変更後の利率に７０％を乗じた利率。ただし、少数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

Ａ．現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して預金証書（または通帳）とともに提出してください。

Ｂ．預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および預金証書（または通帳）記載の利率（第２条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を預金共通規定第４条第１項により満期日前に解約する場合は、その利息は次のとおり支払います。

①預入日の６か月後の応答日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の６か月後の応答日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といい

ます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

Ａ．預入日の１年後の応答日から預入日の３年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ａ．６か月以上１年未満……約定利率×５０％

ｂ．１年以上３年未満……約定利率×７０％

Ｂ．預入日の３年後の応答日を満期日としたこの預金の場合

ａ．６か月以上１年未満……約定利率×４０％

ｂ．１年以上１年６か月未満……約定利率×５０％

ｃ．１年６か月以上２年未満……約定利率×６０％

ｄ．２年以上２年６か月未満……約定利率×７０％

ｅ．２年６か月以上３年未満……約定利率×９０％

(4)　この預金の付利単価は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

〈複利型〉

(1) この預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預金証書（または通帳）記載の利率（第２条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金共通規定第４条第１項により満期日前に解約する場合は、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ａ．６か月未満……解約日における普通預金利率

ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×４０％

ｃ．１年以上１年６か月未満……約定利率×５０％

ｄ．１年６か月以上２年未満……約定利率×６０％

ｅ．２年以上２年６か月未満……約定利率×７０％

ｆ．２年６か月以上３年未満……約定利率×９０％

(4) この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以　上

（2020/04/01　現在）